

意見陳述書

(原告 川崎安弥子)

1. 被害の日常化と奪われた言葉

今回、この陳述書を書くにあたり、初めて、言葉が出てこない、という状況に陥りました。

これまで直接言われた言葉たちが邪魔をしたからです。

「被曝・汚染という言葉は、差別されるから使うな」「避難者の上から目線の言葉なんて聞きたいと思う人いると思うの？このご時世、何の得にもならない話なんてわざわざ聞きに来ると思う？」「自分だったらあなたの住んでいた町程度の汚染じゃ避難しないかな」「福島からの避難者の話が聞きたかったのに」「茨城は線量低いし帰れるからいいよね」「茨城なのに避難するなんて福島の人どうしたらいいのよ」「避難したいなら子どもを置いて一人で避難しろ」。次々に言葉が聞こえてきました。

「自分の被害なんてたいしたことないから陳述にふさわしくないのだ」という思いに駆られ、スランプに陥りました。

どうしても書くことができずに、友人に相談すると、「家族がバラバラで暮らしてきたなんて通常あり得ない。そのことを言つたらいいと思う。自分のことを話したらいいと思うよ。」といわれ、ハッとなりました。国・東電によって引き起こされた原発事故の被害を受けている状況が13年間も続き、それが当たり前で、日常となってしまったことに愕然としました。

これは、まるで DV 被害者のようにうだ。

もしかすると、これは私だけに起こっていることではない。

避難せず残った人、避難した人、帰還した人。

どの選択をした人も、「原発事故の責任を国が認めるなんてことはもうないだろう。何を言ったところで変わらない。国の開く説明会は事故直後からずっと一方的な押し付けでしかなかった、住宅支援は打ち切れ、汚染水は流され、20 ミリシーベルトまで大丈夫と言われる、被害に向き合うことに疲れた。本音を言うと分断してしまう。もうどうだつていい。すべて受け入れて、なかつたことに対する方がむしろ楽かもしれない。」そう思い込まされてきたのではないか。

事故被害を言葉にすることを奪われてきたのではないか。

2. 個人による線引きは我慢値

私たち被害者は、放射能汚染後の 13 年間、「ここまで被曝なら仕方がないから受け入れる」、という線引きをしながら生きてきたのだと思います。

「我慢値」なのです。

12 年前、私が避難するときに、福島県出身で北茨城に嫁いだ友人が、いわき市田人の地酒をもって別れを告げに来てくれました。

その時の言葉は今も心に残っています。

「私は、私なりに線引きして暮らしていく。私の友達は、周りからなぜ避難しないのかと非難され続けて片方の耳が聞こえなくなってしまった。あなたが避難することは尊重する。この地酒おいしいから飲んでみて。震災前のだから。」と。

また、ある人は、「住宅支援が打ち切られ安定した仕事もない、何より、向こうには大切な家族も残っているから、放射性物質があることはわかっていても自分なりに線引きして生きていく」、という苦渋の決断をして、帰還しました。

みんな、心の底から手放しで「安全」と思って、残ること、帰ることを選択してきたわけではないのです。大切にしたいものと被曝のリスクを両天秤にかけながら、葛藤しながら、今もずっとそうやって、一つ一つ選び決断する、その連続がこの13年間だったのだと思います。中には、疲れ果て、すべて受け入れて、被曝を顧みることなく暮らしてきた人もいるでしょう。そもそも本当に安全だと信じ切っている人もいるかもしれない。でも、それを、放射能をばらまいた東電から当時の地元の広報誌での写真を証拠に「ほらみんな普通に穏やかに楽しく暮らしているでしょう」と見せつけられたときには、はらわたが煮えくり返りました。誰が、起こした事故だ。対策を取らなかった東電と国の責任だろう、と。

3. 家族に起こったこと

同時代を生きる人には、全国の原発賠償訴訟の本人尋問の傍聴をしてほしいと思っています。

法廷での国・東電とのやり取りを聴いてほしい。原告と被告双方の「情報操作」されていない生の言葉を聴いてほしいのです。

私自身は、子ども3人を連れての母子避難でした。

家族そろって避難したかったのですが、夫は、地元の漁師の家に生まれ育ち、早くに父親を亡くしたので育ててくれた家族や身内のように関わりあって暮らしてきた同じ生業の人たちとの関係を断ち切り避難するという選択肢はなかったのだと思います。私は、その思いを尊重しました。夫には、子どもと引き離すことになり申し訳ないという思いと、なんで一緒に避難しないのだ、子どもとのかけがえのない時間は大切なやないのか、という怒りもありました。

避難直後に、「長男に学校生活はどう？」と聞くと、「向こうにいた時の1000万分の1の元気しかない」といわれました。私は、被曝させたくないという一心で連れてきましたが、息子には息子の思いというものがありました。1年半後に不登校になりました。「どうして学校に行かないの？」と聞くと、「向こうの学校になら行くよ。」と口論になり、被爆から守ってあげられないことに無力感でいっぱいになりましたが、息子の精神を守ることも同じぐらい大切なことであるので、避難生活を続けさせることを諦めました。長男ひとり帰郷し、今も、夫と二人で暮らしています。私は京都で下の2人の子どもと母子で暮らしています。二重生活です。当たり前の日常、家族全員揃っての団欒がないまま避難後12年が過ぎました。穏やかな日常の中で子どもたちを育ててあげたかった。3人の子どもの成長を夫と一緒に見守りたかった。こどもたちは、もう親の手を離れる年齢になりました。やり残したことがたくさんあります。茨城の自宅から子ども3人、社会へと巣立たせたかったです。通常だったら当たり前にできたはずのことが、原発ごとき奪われたのです。

4. 被害に向き合い続けるということ

私は、避難の権利を認めてもらうことで、子どもたちが安心して暮らせる未来になるよう願い、裁判の原告となりました。しかし、原告としての役割を全うすることは、穏やかな心持で「のんびり」生活する時間を手放すこと、でもありました。

「なかったことにできたらどんなに楽なことか！」と、今でも思うこともあります。でも、当事者がなかったことにしてしまったら、もう終わりだ、被曝にさらされ続けることを受け入れることになってしまふ、と被害と向き合い言語化し訴え続けてきました。この陳述をするにあたり、また振り返り言葉を掘り起こしました。この思いは、成就する日が来るのでしょうか。

被曝から逃れて避難し、知り合いもいない初めての土地で、穏やかな「日常」生活を送ることができるようになった家庭は、いったいどのくらいあるのだろうかと思います。不登校や学校・職場でのいじめ、家庭内暴力、被曝による健康障害、パニック障害、うつ病、PTSD、離婚、自死、被害者同士の分断、過酷な状況は今でも続いています。

原発事故により、ある日突然、それまでの延長線上にあるはずの日常を奪われてしまった。それが、人の心を不安定にさせているのだと思います。それまでの拠り所がなくなってしまった不安定な状況。自分の生まれ育った国によって存在を消され続けることの悲しみ、悔しさ。それに向き合い続けることの苦しみ。そこから逃れるために、被害者自身が自ら「被害」はなかったこととして精神の安定を図ろうとするとしても、

責められることではないのだとも思います。

もし、原発事故後すぐさま、国・東電が、すべての被害者に寄り添った対応をしていたならば、これらの悲しみも苦しみも最小限に抑えることができたのではないでしょうか。

5. 裁判への思い

私たち原告は、この 13 年間原発事故被害と向き合い続けてきました。国連にも働きかけ勧告は出たものの、それを実質的には受け入れない国。この裁判で、国の責任を認めていただくことが、国連からの勧告で指摘されている医療保障や住宅支援などの制度化にもつながるのではないかと願うばかりです。

どうか、裁判官におかれましては、原告一人一人のいのちと向き合い、憲法 76 条 3 項に定められていますとおり、憲法および法律と良心に従った判決をくだしていただきたく、心よりお願い申し上げます。